

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2007年～2009年
 課題番号：19530023
 研究課題名（和文）東アジアにおける地方財政制度の比較法学的研究-国・地方関係の憲法規律の視角から
 研究課題名（英文）Comparative Legal Study of Local Government Finance System in East Asian Countries—From the viewpoint of Constitutional arrangement between Central and Local Governments
 研究代表者 福家 俊朗 (FUKE TOSHIRO)
 中部大学・全学共通教育室・教授
 研究者番号：40083315

研究成果の概要（和文）：地方財政制度は、住民の身近なところで地方が自治的に担うのに相応しい「事務・事業」によって設計されなければならない。このことは、地方自治が、基本的人権の発展と民主主義の成熟度の「要」になってきた先進国イギリスの「憲法」経験に基づいている。日本や台湾および韓国のような「単一国家における地方自治」のあり方に、この「法理」が通底していることを確認できたことが、本研究の成果である。また、規模から見て「連邦国家」に近い中国での有用性の課題が見えてきたことも、本研究の成果の一つである。

研究成果の概要（英文）：The layout of local government finance system should be arranged in accordance with what indispensable services could be delivered most appropriately for the inhabitants. This is drawn from the Constitutional experience in the United Kingdom, the forerunner of “local government in a unitary state”. This research project has demonstrated this Constitutional arrangement is acceptable, not only in Japan but also in Korea and Taiwan. To what extent this arrangement is feasible in China, almost a federal state in her territorial size and population, has also become visible by this research study.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：(1) 東アジア (2) 地方財政制度 (3) 国・地方関係 (4) 地方自治 (5) 比較法研究

科学研究費補助金研究成果報告書

1. 研究開始当初の背景

(1)周知のように、いわゆる地方分権一括法による地方自治制度改革は、国と地方公共団体の「対等・協力」関係に照らして、不合理な制度を廃止し地方自治の増進に相応しい制度改革を行おうというものであった。機関委任事務の原則廃止はそれらを代表しており、国の地方への関与のあり方を必要最小限度の法定主義のもとに置くことになったことも、ある意味では画期的なことである。

しかし、いくつか重要な問題を積み残すことになった。その最大のが地方財政制度改革である。たとえば、この間の、地方への補助金の削減、地方交付税の縮小、税源移譲のいわゆる「三位一体改革」をめぐり、実際の地方税財政改革は容易ではない。

いかえると、機関委任事務は廃止されたが、地方の事務量に対応した必要な財源の確保が見送られたことであり、難航する問題の本質が容易に見えてこない状況が存在した。確かに問題のある機関委任事務は廃止されたが、それに代えて新設された法定受託事務が地方の事務として残されたことにも起因していた。

(2)この間、本研究代表者は、憲法秩序としての「対等・協力」という国・地方間の関係に相応しい財源および税源配分制度は、事務配分のあり方を無視しては正当性を持たない、という視角から「行政と財政の相互規定性」という方法によって研究成果を公刊してきた（著書として公刊したのが、『財政の公共性と法—財政と行政の相互規定性の法的位相』（信山社、2001年）である）。

本研究は、研究代表者がこれまで研究代表者として行ってきた地方財政制度の法学的研究に欠けている比較研究を追加するとともに、その総仕上げとして、共通の課題を持

つ近隣東アジア諸国における地方財政制度の、「国・地方関係の憲法規律の視角から」する比較研究を行うものである。これらの国においても、問題が単なる財政問題にとどまらず、「憲法」問題化していることが、比較研究を行おうとする必要と直接的な動機である。

2. 研究の目的

(1)本研究は、近隣東アジア諸国における地方財政制度の、「国・地方関係の憲法規律の視角から」する比較研究を行おうというものである。この間、行ってきた「東アジアの行政改革と法」の研究を踏まえると、「地方自治」と地方財政制度のありかたが、総じて人権水準の向上とそのための協同（共同）および相互援助の基盤形成に不可欠であることを発見したからである。

地方自治が、民主主義や法治主義を不可欠とする基本的人権のあり方（または水準）と不可分の関係にあるとともに、自治的に担う事務の配分問題とそれにふさわしい財源配分問題が、基本的人権の保障の安全装置としての地方自治と民主主義の観点から課題になりつつあるといえよう。

本研究の目的は、そのような展望の憲法規律の解明である。

(2)たとえば、改革開放経済政策を掲げて急速に市場経済化を図ってきた中国にとって、拡大する貧富の差および資産格差をもたらす「人権格差」は、いわゆる社会主義体制のままの中央政府（国）が是正・調整不可能な状況にある。いかえると、すくなくとも「民主的中央集権」体制の確立とともに、そのためには先進資本主義国家における民主主義の制度としての地方自治の経験を学び実現することを不可欠としている。地方自治が、民主

主義や法治主義を不可欠とする基本的人権のあり方(または水準)と不可分の関係にあり、その基本的人権の保障と実現こそが、長期的には持続可能な経済発展と平和で安全な市場経済化を果たすことを展望できるものといえよう。

(3)また、韓国では極端な「ソウル一極主義」の総合的な見直しの一環として新しい地方自治制度が発足したが、肝心の地方財政制度の整備はなお遅れたままである。また、台湾では地方自治が無視されてきた政治的および規模的環境の下で、地方自治制度の整備の必要が認識され始めている。

(4)いずれにも、自治的に担う事務の配分問題とそれにふさわしい財源配分問題が、基本的人権の保障の安全装置としての地方自治と民主主義の観点から課題になりつつあるといえよう。研究代表者の方法(「行政と財政の相互規定性」)から行う地方財政制度の比較法的研究は、そのような展望の憲法規律の解明であり、同時に、いわゆる法整備支援の方法を確立することが期待できる。

3. 研究の方法

(1)本研究は、共通の憲法課題を持つ近隣東アジア諸国(韓国、中国および台湾)における地方財政制度の、「国・地方関係の憲法規律の視角から」する「比較」研究である。地方財政制度のあり方は、地方が自治的に担うのに相応しい事務・事業と担うべき事務・事業の「憲法規律(基本的人権保障のための統治機構の規律)」の究明によってしか(憲)法的には制度設計が不可能である。本「比較」研究でもこの「方法論」が用いられる。

(2)本研究についてはすでに予備的研究ともいえるべき研究の一部を、本研究代表者は、当然ではあるが、開始していた(福家俊朗「東アジアにおける新たな公共性の協

同形成と課題-比較公法研究のあり方に関する覚書」名古屋大学法政論集212号参照)。それを踏まえて、研究課題にかかわり、中国、台湾および韓国の地方自治制度および地方財政制度の現地調査およびヒアリング調査を行う。

(3)現地調査は、韓国、台湾および中国で行った。韓国をのぞき、中国(北京市・上海市、および重慶市・成都市・昆明市)および台湾(台北市および高雄市)では、首都圏または都市部の地方政府と非首都圏または農村部の地方政府の地方財政制度の調査を行った。同時に行ったヒアリング調査は、各々の政府関係者にとどまらず、中央政府の関係者についても行った。

なお、中国語と韓国語(ハングル)に習熟していない本研究代表者の現地調査等は、本務校での指導院生(留学生)や、指導を受けてから帰国し本国の研究機関に勤務する研究者の援助を得て行った。

4. 研究成果

(1)本研究を通して、地方財政制度が、住民の身近なところで地方(政府)が自治的に(住民自治に基づき団体自治的に)担うのに相応しい「事務・事業」によって制度設計されていることを概ね観察することができ、そうあるべきであることを確認できた。

そこで貫徹している法理は、その「事務・事業」が、「国であれ、地方であれ、政府=統治機構は国民や住民の基本的人権を保障し、実現するために存在する」という「憲法規律」によって決定され調整されている、ということである。研究代表者がこれまで行ってきた研究によって日本について確認できたことを、少なくとも近隣の東アジア諸国においても比較法的に実証できたことが、本研究の直接の成果である。

(2)いうまでもないが、このような研究の「方法」と「視角」としての「法理」は、地方自治が、基本的人権の発展と民主主義の成熟度の「要」になってきたという地方自治の母国イギリスの「憲法」経験に基づいている。イギリスと同様に、日本や台湾および韓国のような「民主的中央集権」を支える「単一国家における地方自治」のありかたにも、この法理が通底しているはずであるという「仮説」は、これらの国々で行ってきたヒアリング調査や各々の国の研究者との意見交換を通して、実証されていることに確信を得ることができた。

(3)他方、この「仮説」は、中国については十分な確信にはいたらなかった。

しかし、上記の「法理」は、規模から見てアメリカやドイツのような「連邦国家」に近い中国についても基本的に妥当している反面、同時に、その有用性の課題もいくつか見えてきた。その意味から、これらの近隣東アジア諸国における地方財政制度に限定せず、地方自治全般の「多面的」な比較研究の「視座」が見えてきた。いいかえると、たとえば、「民主的中央集権」とヨーロッパ地方自治憲章第4条3項に明記された「補完性原理 (Principle of Subsidiarity)」との「相剋」を中国に見ることができ、これからの発展的研究の「手がかり」を得ることができた。付随するものであるが、これも本研究の成果である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

①福家俊朗、「財政の効率性-問題発見のための覚書」、行財政研究 (行財政総合研究所機

関誌)、査読無、72号、2008年、26-34頁

②福家俊朗、『税財政改革』と憲法原理-根源の問題発見の試み」、法律時報増刊「改憲・改革と法」(日本評論社)、査読有、臨時増刊号、2008年、115-123頁

③福家俊朗、「行政を享受する権利にふさわしい財源のあり方」、行財政研究 (行財政総合研究所機関誌)、査読無、70号、2008年、1頁

④福家俊朗、「行政不服審査制度の総論的課題-法治主義の総合的な実現と確保の観点からの問題発見の試み」、行財政研究 (行財政総合研究所機関誌)、査読無、65号、2007年、30-45頁

⑤福家俊朗、『公務 (civil service)』とは何か-その法的論点についての覚書」、行財政研究 (行財政総合研究所機関誌)、査読無64号、2007年、2-13頁

[学会発表] (計4件)

①福家俊朗、「資本主義国家における地方自治の意義-基本的人権のための政府のあり方」、中国西南交通大学人文社会科学学院主催公法・政治研究集会、2009年11月16日、中国四川省成都市

②福家俊朗、「財政の公共性と国の債務をめぐる問題発見-国債 (公債) という「債務」をめぐる (憲) 法的問題に限定して-」、韓国法制研究院財政法部会シンポジウム、2008年11月17日、韓国ソウル市

③福家俊朗、「資本主義国家日本の地方財政制度の憲法問題-国・地方間関係の憲法規律と1999年地方自治法改正 (地方分権推進一括法)-」、韓国法制研究院財政法部会シンポジウム、2007年11月16日、韓国ソウル市

④福家俊朗、「資本主義国家日本の地方財政制度の現状と課題」、上海市華東政法大学法

学院財経法研究集会、2007年9月24日、中国上海市

〔図書〕（計1件）

①福家俊朗（本多滝夫と共編著）、日本評論社、『行政不服審査制度の改革—国民のための制度のあり方』、2008年、293頁（23-45頁）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

福家 俊朗 (FUKE TOSHIRO)

中部大学・全学共通教育室・教授

研究者番号：40083315

(2) 研究分担者（なし）

()

研究者番号：

(3) 連携研究者（なし）

()

研究者番号：